

# 答 申 書

## 第 1 審査会の結論

本件審査請求のうち、平成 29 年度市民税・県民税の課税処分に係る審査請求は却下されるべきである。

本件審査請求のうち、平成 29 年度市民税・県民税の督促処分に係る審査請求は棄却されるべきである。

## 第 2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

安芸市長が審査請求人に対し平成 29 年 11 月 27 日付けで行った平成 29 年度市民税・県民税課税処分及び平成 30 年 2 月 19 日付けで行った平成 29 年度市民税・県民税督促処分の取消しを求める。

#### (2) 審査請求の理由

倫理的な根拠に基づく説明がなく、税の公平性の観点から課税に納得できないため、処分の取消しを求める。

### 2 処分庁の主張

(1) 市県民税（家屋敷課税）は、地方税法第 24 条第 1 項第 2 号及び同法第 294 条第 1 項第 2 号の規定に基づく課税である。

(2) 審査請求人は、安芸市内に住所がなく、安芸市内に家屋敷を所有し、住所地で市県民税の均等割を課されている。また、その家屋敷については、空き家である。

(3) 審査請求人は、倫理的な根拠に基づく説明がないことを主張しているが、法的根拠に基づく処分であり、その説明は行っている。

(4) 課税処分、督促処分ともに違法はなく、本件処分を取り消すべき理由はない。

## 第 3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

課税処分に係る審査請求については、行政不服審査法第 18 条第 1 項が定める審査請求期間を過ぎており同法第 45 条第 1 項の規定により却下されるべき。また、督促処分に係る審査請求には理由がないため、同条第 2 項の規定により棄却されるべきものと判断する。

### 2 理由

#### (1) 本件に係る審査の対象について

処分庁は、平成 29 年 11 月 27 日に安芸市内に家屋敷を所有する審査請求人に対し市民税・県民税の課税処分をした。その後、納期限を過ぎても納付がないので、平成 30 年 2 月 19 日に督促処分をした。

(2) 本件に係る法令等の規定について

処分庁は、地方税法に従って課税処分、督促処分をしており、審査請求人も違法な点を挙げてはいない。自身が納得できない旨主張するのみである。仮に、納税義務を負わされる側に対し納得していただける説明がなかったとすれば、課税への信頼を失うばかりか、行政不信につながることも否定できない。

一方、憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており、それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めることが必要である（最高裁昭和 55 年（行ツ）第 15 号同 60 年 3 月 27 日大法廷判決）。そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきである（最高裁昭和 43 年（行ツ）第 90 号同 48 年 11 月 16 日第二小法廷判決、最高裁平成 19 年（行ヒ）第 105 号同 22 年 3 月 2 日第三小法廷判決）。

したがって、地方税法が規定する内容が納得できないことは全く理由にならない。

なお、課税処分と滞納処分は別個独立のものであり、先行する課税処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過しており、審査請求することができない。また、先行処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵がない限り、先行処分の違法を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないと解される。したがって、課税処分についての審査請求は不適法である。

#### 第 4 審査会の判断の理由

##### 1 争点

本件審査請求の争点は、安芸市長が審査請求人に対して行った、市民税・県民税の課税処分及び督促処分が適法に行われたかどうかである。

##### 2 本件処分の適法性・妥当性

###### (1) 市民税・県民税（家屋敷課税）の賦課対象者について

地方税法第 24 条第 1 項第 2 号及び同法第 294 条第 1 項第 2 号並びに安芸市市税条例第 23 条第 1 項第 2 号によれば、市内に家屋敷を有する個人で当該家屋敷を有する市町村に住所を有しないものにあつては、均等割額によって市県民税を課すると規定している。

###### (2) 審査請求の期間制限について

処分についての審査請求は、行政不服審査法第 18 条第 1 項により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月を経過したときは、することができないと規定している。

###### (3) 本件処分の適法性・妥当性に対する判断

上記(1)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、平成29年度

分の市県民税の賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在、審査請求人は、安芸市内に家屋敷を有する個人で、安芸市の住民基本台帳に記録されておらず、その記録されている市町村において住民税が課税されていることが認められることから、審査請求人は、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号並びに安芸市市税条例第23条第1項第2号並びに高知県税条例第32条第1項第2号に規定する市民税・県民税の納税義務者に該当するため、これらの規定に基づく本件処分に違法及び不当な点は認められない。

また、上記(2)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、処分庁は、平成29年度分の市県民税の納付書を平成29年11月27日に審査請求人の住所地に送付しており、遅くとも平成29年12月1日頃には審査請求人に送達されたものと推定される。（地方税法第20条第4項）

よって、審査請求人が本件課税処分があったことを知った日は、遅くとも平成29年12月1日頃であり、本件審査請求のうち、課税処分に係る審査請求は、同日から起算して3か月を経過している。処分庁が送付した納付書には、行政不服審査法に基づく不服申立ができる旨の教示が記載されていることから、法定の不服申立期間を経過して提起されたことにつき、正当な理由は認められず、不適法である。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分について、倫理的な根拠に基づく説明がなく、税の公平性の観点から課税に納得できないため、処分の取消しを求めると主張するが、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号並びに安芸市市税条例第23条第1項第2号並びに高知県税条例第32条第1項第2号の規定による課税の要件、及び地方税法第329条の規定による督促処分の要件となる事項には関係するものではないため、審査請求人の主張には理由がないものと認められる。

### 4 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

### 5 結論

本件審査請求のうち、課税処分に係る部分は不適法であり、督促処分に係る部分については理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年6月27日 諮問書の受理

同年6月28日 審議

同年8月17日 審議